

一般社団法人世界遺産協会

会員規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人世界遺産協会（以下「当協会」という。）の会員に関する事項を定める。

第2条（種別）

当協会は、次の会員を置く。

- ① 会員：協会の理念に賛同し、年会費を払う方。

第3条（入会）

当協会に入会しようとする者は、当協会が別に定めるサイト（一般社団法人世界遺産協会の公式オンラインサロン、以下「当協会サイト」という。）を経由して申し込むものとする。

当協会サイトの URL : <https://www.fan.salon/sekakyo/>

第4条（入会金及び会費）

前条第2項により、入会が承認された場合、入会申込者は、下記の表に定めた入会金及び入会年度分の年会費を速やかに一括にて当協会所定の方法にて支払うものとする。

- 2 会員は、入会年度を除き、毎年入会日に会費を一括にて当協会所定の方法にて支払うものとする。
- 3 当協会は、一旦支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。
- 4 当協会は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとする。
- 5 会員は、会費のほかに事業等による別途参加費等が必要となった場合は、これを支払うものとする。

- 6 会費および参加費用等は、当協会サイトを経由して支払う。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生する場合は、会員の負担とする。

	入会金	年会費
会員	5 千円	1 万円

第 5 条 (会員の特典)

各会員は、次の特典を受けることができる。

- ①各種イベント参加費割引
- ②世界遺産セミナー配信
- ③世界遺産に関する勉強会への参加
- ④世界遺産協会で募集する旅の優先案内
- ⑤最新の世界遺産ニュースの配信
- ⑥世界各国の駐日大使館レポートの配信
- ⑦旅先から中継で世界遺産の LIVE 配信
- ⑧絶景世界遺産の写真配信
- ⑨世界遺産講座の講師としての活躍の場を提供 (所定の条件有)
- ⑩その他ご優待

第 6 条 (有効期間)

会員資格の有効期間は 1 事業年度 (入会日から 1 年間) とする。ただし、入会初年度については、入会承諾書を発行したときから、その年の事業年度の期間内とし、以後については、本規約第 8 条による会員資格の喪失または第 9 条による退会がない限り、自動的に 1 年ごとに更新されるものとする。

第7条（会員の義務）

会員は、当協会の活動に対して協力するものとする。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出なければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
 - ②成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - ③死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - ④半年以上会費等を滞納したとき。
 - ⑤除名されたとき。
- 2 会員が、上記該当時点で発生している会費その他の債務等、当協会に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、一括して履行するものとする。会員が上記資格喪失事項に該当することで当協会が損害を被った場合、当協会は会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

第9条（退会）

会員は、当協会が別に定める退会の手続きを行い、任意に退会することができる。

第10条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が本規約第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第11条（除名処分）

会員が次の各号の一に該当する行為を行い、その程度が悪質であると当協会が判断した場合、除名処分をすることができる。

- ①当協会が提供する頒布物・レジュメ・販促物等の無断転載及び利用
- ②他の会員に対する過度な営業行為
- ③他の会員に対する誹謗中傷または不快にさせる行為
- ④会員に関する個人情報の不適切な取り扱い
- ⑤暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、社会運動・政治活動標榜ゴロ、その他の反社会的勢力への参加または関係を持つ行為

第12条（個人情報の取り扱い）

当協会の活動を通じて知り得た会員個人に関する個人情報は、当協会の活動目的以外には使用しないものとし、その取扱いについては会員各自が十分に留意すること

第13条（会員名簿）

当協会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第14条（改正）

本規約の改廃は、社員総会の承認をえなければならない。

以上

令和6年4月16日改訂